

○大隅肝属広域事務組合会計管理者事務の専決等に関する規程

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合訓令第2号

肝属地区一般廃棄物処理組合会計管理者事務の専決等に関する規程（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合訓令第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるものを除くほか、会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者又は総務介護課長（以下「決裁責任者」という。）がその権限に属する事務の処理に関し、最終的に意思決定を行うことをいう。
- (2) 専決 総務介護課長が会計管理者の権限に属する事務を、常時会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 決裁責任者が不在のとき、他の者があらかじめ認められた範囲内で、決裁責任者が決裁すべき事務を、一時決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁責任者が出張、病気その他の理由により決裁することができない状態をいう。

（専決）

第3条 総務介護課長の専決事項は、次のとおりとする。

- (1) 有価証券の出納に関すること。
 - (2) 物品の出納（保管転換、返納及び引継ぎ、組替え）に関すること。
 - (3) 調定通知の確認に関すること。
 - (4) 報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金並びに旅費の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
 - (5) 光熱水費及び通信運搬費の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
 - (6) 過誤納に係る還付金及び還付加算金の支出負担行為の確認及び支出命令又は戻出命令の審査に関すること。
 - (7) 前各号に定めるもののほか、1件50万円未満の経費の支出負担行為の確認及び支出命令の審査に関すること。
 - (8) 資金前渡及び概算払の精算に関すること。
 - (9) 歳入歳出外現金の支出命令の審査に関すること。
 - (10) 歳入金及び歳出金の更正の審査に関すること。
 - (11) 前各号に定めるもののほか、定例的かつ軽易な事務の処理に関すること。
- 2 前項に定める専決事項であっても、異例又は重要と認められるものについては、会計管理者の決裁を受けなければならない。

(代決)

第4条 決裁責任者が不在のときは、次表に掲げる第1位代決者が、決裁責任者及び第1位代決者が不在のときは、同表に掲げる第2位代決者が、決裁責任者、第1位代決者及び第2位代決者が不在のときは、同表に掲げる第3位代決者が代決することができる。

決裁区分	第1位代決者	第2位代決者	第3位代決者
会計管理者	総務介護課長	総務介護課長補佐	総務介護係長
総務介護課長	総務介護課長補佐	総務介護係長	

- 2 代決しようとする事務が特に重要なもの又は異例に属するものについては、前項の規定にかかわらず、特に緊急を要するものと認められるもの又はあらかじめ処理の方針が指示されているものを除き、代決することができない。
- 3 代決した者は、代決した事務について速やかに決裁責任者に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。